

第9回広島市有償運送運営協議会会議録（要旨）

日 時：平成29年8月4日（金） 14:00～15:00

場 所：広島市役所北庁舎7階第1会議室

出席委員：堀田委員（広島文化学園短期大学保育学科教授）

中森委員（公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会理事）

児玉委員（公益財団法人広島市老人クラブ連合会会長）

山岡委員代理（公益財団法人広島県バス協会専務理事 西川委員の代理）

坂内委員（一般社団法人広島県タクシー協会広島支部副支部長）

松藤委員代理（株式会社全国介護タクシー協会広島支部会員代表 幸城委員の代理）

橋本委員（中国運輸局広島運輸支局首席運輸企画専門官）

高宮委員（広島市健康福祉局次長）

藤田委員（広島市道路交通局都市交通部長）

傍聴人：1人

1 議題1：会長の選出について

委員の互選により、堀田会長の再任が決まった。

2 議題2：協議会規約及び同運営指針（福祉有償運送）の一部改正について（報告）

（1）事務局（藤井地域福祉課長）による説明

① 資料2により、規約の改正を説明

- ・平成27年4月1日に施行された改正道路運送法施行規則に基づき、「過疎地有償運送」を「公共交通空白地有償運送」に改めた。
- ・組織変更により「株式会社全国介護タクシー協会中国支部」を「株式会社全国介護タクシー協会広島支部」に改めた。

② 資料3により、運営指針（福祉有償運送）の改正を説明

- ・公益法人制度改革及び道路運送法施行規則の一部改正に伴い、「2 運送主体」について、「公益法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に変更し、「認可地縁団体」及び「権利能力なき社団」を追加した。
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、「3 運送対象者」において規定する障害又は疾病を証する書類の名称について、「広島県特定疾患医療受給者証」を「特定医療費（指定難病）受給者証」に改めた。
- ・公益法人制度改革による組織名称の変更に伴い、「6 運転者」において規定する法人名について、「社団法人全国乗用自動車連合会」を「一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会」に改めた。

（2）質疑・応答

- （坂内委員）公共交通空白地は具体的にバス停からどのくらいの距離があると考えればよいのか。

→（藤田委員）具体的な定義はない。書籍や文献によればバス停から300mであれば難なく歩くことができるとされているものもあるが、場合によっては、高齢者は100mなど、文献によって様々だ。公共交通空白地有償運送を行う場合には、具体的な事例について、この運営協議会の場で協議が必要となる。

3 議題3 : 福祉有償運送の登録（有効期間の更新）の申請内容に係る協議について

（1）事務局（藤井地域福祉課長）による説明

- ① 資料4により、自家用有償旅客運送の現況等を説明
- ② 資料5・6により、特定非営利活動法人さわやかあ広島の自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の更新登録申請の概要を説明
- ③ 資料7により、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録申請に係る広島市の意見を説明。また、同法人が介護保険法における地域密着型通所介護事業者の指定更新に当たり、配置すべき専従の看護職員を確保していない日があったにもかかわらず、全サービス提供日において看護職員を確保しているとして事業者指定の更新を受けていたことを報告。直ちに改善策が講じられているが、利用者の新規受入停止の行政処分を受けたことを踏まえ、法令遵守の徹底を要請した。

（2）協議・質疑応答

- （堀田会長）事務局から説明があったように、申請者は、介護保険法における地域密着型通所介護事業の実施について、8月1日からの3か月間、利用者の新規受入の停止という行政処分を受けている。福祉有償運送のことではないが、団体として法令遵守ということが必要だろうと思う。この件に関して、申請者の方からご発言をいただきたい。

→（申請者）看護職員の欠勤の日は代替職員を補充する必要があるが、補充をしていない日が一部あった。こちらの大きなミスだった。本当に周囲の方々にご迷惑をおかけして、深く反省をしている。今後はもっと徹底した誠実な仕事をやっていきたい。

他の委員からの質疑は、無かった。

堀田会長は、広島市の意見に基づいて、本件協議について以下のとおり委員に諮った。

「特定非営利活動法人さわやかあ広島」による福祉有償運送については、

運送の区域を、「原則、安佐南区とすること」とし、運送の対象者が、「安佐南区に在住する者を中心とした構成となっていること」を条件として附して、有効期間の更新登録に係る協議が調ったということとしたいと思うが、いかがか。

出席委員はこれを異議なしとした。

4 議題4 : その他

各委員からそれぞれの団体の現状を報告していただいた。

- （中森委員）安佐南区の団地は山の方にあるところが多いので、障害がある人の中にはバス停までの移動が難しい人もいる。こういう車両があると、玄関まで来てもらえるので助かる。
- （児玉委員）広島市は今年度から介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業を進めている。その一環として我々も、4月から地域で生活が若干不自由な方を支援する取組を始めた。取組の一つに無償で送り迎えをするというのがある。高齢者がみんなで集って、行事、健康づくり、介護予防を行ういきいきサロンというのがあるが、そのいきいきサロンを行う集会所が団地の上にあり、団地の下に住む高齢者の参加が少なくなった。このため、若干若手の会員が車で一

回りして一緒に集会所に行っている。だんだん集まる人が戻ってきている。こういう取組において、福祉有償運送の申請をした場合はどうなるのか。

→（事務局）福祉有償運送は要介護とか、要支援とか、障害者手帳があるということが利用者の条件となっている。

福祉有償運送は、道路運送法に基づくもので、介護保険法とは仕組みが違う。地域で介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでいるような方が、福祉有償運送をやってみたいという話があった場合には、この有償運送運営協議会で具体的な審議をする必要が出てくる。公共交通が十分でないのかなど、具体的な審議をこの場でしていくことになる。

→（堀田会長）福祉有償運送は、送迎を主としている。サロンは出会いの場を作ってそこで交流することが主であって、現状では送迎、移送を目的とした事業ではない。しかし、高齢のため自分では歩いてサロンに来られないが、デイサービスの対象にはならないといった人がおり、サロンのメンバーが送迎する事例がある。事故補償の保険加入にも気を付けて取り組んでほしい。

○（松藤委員代理）介護タクシーが始まって13年くらいだ。台数も増えて8割の方には喜ばれているが、1～2割は価格に対するクレームが発生している。運賃は運輸局に決められた値段でやっているが、付随した介護料やお手伝い料は個人事業主ごとに異なるため、高い安いなどのクレームがある。老老介護が多いので病院に連れて行くための利用が多い。運賃以外の料金について、検討しているところである。

○（坂内委員）タクシー協会の場合は、資格を持っていない者は、万が一にも怪我をさせてはいけないため、お客様に手を触れてはならないということでやっている。病院に行かれるお客様が増えていることは間違いない。棲み分けができれば有りがたい。

○（山岡委員代理）ノンステップバスなどが増えている。郊外の団地に向けての道路改良が進んだことや、車両が少し良くなったことなどで、ノンステップバスも郊外の団地にも乗り入れるようになってきている。ただ、乗務員不足というのがあって、今後は路線の維持が心配される状況である。

○（橋本委員）申請書類の中に車両自動車登録簿があるが、10年を超えたような車両もあり、例えば申請中に車両が変更となった場合などは、協議会を通さないのか。

→（事務局）軽微な内容変更については、市でチェックを行い、事前には協議会を開かないという対応にしている。

○（高宮委員）広島市ではサロンや介護予防の教室、健康づくりの教室などの集まる場づくりに力を入れている。その時に、そこへ行く足が重要になる。今回の福祉有償運送の取組とか、介護タクシー、あるいは通常のタクシー、バス、それぞれの事業者の皆さんに、引き続きご協力いただきたい。

○（藤田委員）公共交通の利用者が減っている。今までのように、公共交通があるから乗るというのではなく、これからの公共交通をみんなで育てていくという発想で、公共交通の賢い使い方をアピールしていきたいと思っている。

- （堀田会長）公共交通を財産として見直していく。この有償運送は、公共交通で出来ないところを、ドア・ツー・ドアで補っていくということをこれまでどおり進めていくというのが必要ではないかと思う。
- 以上で協議会を終了する。

－ 以上 －